

「石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第1項の一般拠出金率の改定案」に対する
意見の募集（パブリックコメント）の結果及び意見に対する考え方について

平成25年12月17日（火）
環境省総合環境政策局環境保健部
企画課石綿健康被害対策室

1. 実施した意見募集の概要

(1) 意見の募集対象

石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第1項の一般拠出金率の改定案

(2) 意見の提出期間

平成25年10月31日（木）～平成25年12月2日（月）

(3) 意見募集の周知方法

電子政府の窓口（e-GOV）、環境省ホームページ

(4) 意見の提出方法

電子メール、郵送、FAX

2. 意見募集の結果及びこれに対する考え方

(1) 意見の提出者数 5（名、団体）

(2) 延べ意見数 10件

(3) いただいた御意見の概要及びこれに対する考え方は別紙のとおりです。

(別紙)	
御意見の概要	御意見に対する考え方
「救済給付の支給に要する費用をおおむね予測できるようになった」とはいいがたく、石綿健康被害救済小委員会に研究者を加えるなどし、さらなる研究検討が必要であることから、現時点で一般拠出金率を下げることは時期尚早である。	<p>近年の石綿健康被害救済基金への拠出額は100億円前後であり、このうち、事業主からの拠出額は90億円前後で推移しています。これに対し、近年の基金からの救済給付の支給額は30億円前後で推移しています。今回の一般拠出金率の改定は、石綿健康被害救済制度の安定的な運営を前提とした上で、当面の収支の均衡を図るものであり、救済給付の支給に影響を及ぼすものではありません。また、今後、救済給付の支給状況等に変化が認められれば、一般拠出金率についても見直しを検討することになります。</p> <p>中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会は、平成21年11月から平成25年4月までの間に、12回にわたり開催され、指定疾病に関する考え方、今後の石綿健康被害救済制度の在り方、医学的判定に関する考え方等について検討を重ねてきたところです。</p> <p>これらの検討結果等を踏まえて、環境省では、指定疾病の追加等の制度の見直しを実施したところですが、石綿健康被害救済基金の収支に不均衡が見込まれることから、今般、一般拠出金率を改定し、石綿健康被害救済制度の安定的な運営を前提とした上で、石綿健康被害救済基金の収支の均衡を図ることとしたものです。</p> <p>なお、一般拠出金率は、石綿健康被害救済法第37条第2項の規定に基づき、石綿健康被害救済法施行令第11条に規定されている算定方法に従い、環境大臣が定めることとされており、今般の一般拠出金率の改定は、これらの法令に基づき行うものです。</p>
被害者数が今後も増大する可能性があることから、現行の一般拠出金率である1000分の0.05を維持すべきである。	
財源を減らすのではなく、(1)指定疾病の要件の緩和、(2)救済金額の引き上げ等により、救済制度の充実を図るべきであり、現行の一般拠出金率である1000分の0.05は維持すべきである。	
国は肺がんの石綿ばく露調査を怠っており、肺がんの判定に際して石綿によるばく露歴を加味していない。こうした中、一般拠出金率を改定するのは拙速である。	
石綿健康被害救済制度における石綿肺の不認定率が非常に高く、十分に救済されていない中、一般拠出金率を改定するのは拙速である。	
石綿健康被害救済制度には、被害者の遺族に対する年金が含まれていないことから、一般拠出金率の改定は拙速である。	
予防対策を実施すべきであることから、現行の一般拠出金率である1000分の0.05は維持すべきである。	
アスベスト問題については、「隙間ない救済」の真の実現等、取り組まなければならない課題が山積みであり、石綿健康被害救済法の担う役割や国の責任も含めた費用負担の在り方も検討しなければならないが、中央環境審議会等における検討を経ずに、一般拠出金率の引き下げを行うことには反対である。	
中央環境審議会の委員の構成が偏っている。委員の構成を含め、石綿健康被害者の意見を聞くべきである。公正な委員で構成された審議会において、給付内容等について十分検討した後に、一般拠出金率について議論すればよい。	
基金の収支を勘案しても妥当な決定である。新規被災の可能性を残す東日本大震災関連の復興事業が一段落した暁には、一般拠出金の出口戦略(ある程度の準備金を残し廃止等)を考慮しても良いのではないか。	石綿による健康被害者は、今後も数十年にわたり発生し続けることが予想されていることから、環境省としては、今後も、石綿健康被害救済制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えています。